

H A R D O C

県民・事業者・行政が一体となって

トライアングル

第 3 1 号

兵庫県フロン回収・処理推進協議会
広 報 紙
2 0 0 3 . 1 2 発行
編集発行 推進協議会事務局

平成 1 4 年度オゾン層等監視結果

平成 1 5 年 7 月 3 1 日に、環境省より「平成 1 4 年度オゾン層等の監視結果に関する年次報告書について」と題した記者発表がありました。

これは、平成 1 4 年度のオゾン層破壊の状況や、C F C 等の大気中濃度の状況等の監視結果について取りまとめたものです。主な内容は次のとおりです。

1 . 南極上空のオゾンホールの規模

2 0 0 2 年のオゾンホールは、最大時の面積が 1 9 9 1 年以降最小で、またその形状が変形・分裂し、1 9 8 9 年以降最も早く消滅した。しかしながら、これは南極上空の成層圏の気温や風等の気象状況が特異であったことによるものであって、オゾンホールの回復の兆しを示すものとみることはできない。

2 . オゾン全量の長期的傾向

オゾン全量の長期的傾向は、低緯度を除いた地域で減少傾向が続いている。日本上空でも、那覇を除く国内 3 地点で長期的な減少傾向がみられ、その傾向は札幌において最も大きい。

3 . 特定物質（C F C 等）の大気中濃度の状況

北海道（北半球中緯度の平均状況）において、C F C - 1 2 の濃度は 1 9 9 0 年代後半以降はほぼ横ばい、C F C - 1 1、1 1 3 については減少してきている。一方、C F C の代替物質である H C F C や H F C の濃度は増加の傾向にある。

現在の C F C 等オゾン層破壊物質の大気中濃度は、1 9 7 0 年代に比べてかなり高い状況にあり、成層圏オゾン層の状況が改善されるためには、これらの物質の濃度が大幅に低下することが必要である。

なお、モントリオール議定書の化学パネル報告書では、C F C 等を起源とするオゾン層を破壊する塩素の成層圏中の量はピークかそれに近く、臭素量はおそらく依然と

して増加している。モントリオール議定書が遵守されれば、南極域のオゾン層は2010年までには増加に転じると予測されている。

4. 太陽紫外光の状況

1991年の観測開始以来、国内4か所における有害な紫外光（UV-B）量の観測値に大きな変化傾向は見られない。

気象庁によると、太陽高度角が同じであれば、オゾン全量の減少に伴いUV-Bの地上照射量が増加することが確認されていることから、1970年代に比べて、オゾン全量が明らかに減少している地域においては、UV-B量は増加しているものと考えられる。

平成14年度フロン類の回収量等の報告 集計結果（第一種特定製品）

平成15年10月10日に、環境省より「平成14年度のフロン回収破壊法に基づく業務用冷凍空調機器からのフロン類の回収量等の報告の集計結果(速報)について」と題した記者発表がありました。

フロン回収破壊法が業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）について平成14年4月から、カーエアコン（第二種特定製品）について平成14年10月から施行され、機器の廃棄時のフロン類の回収・破壊が義務付けられています。第一種フロン類回収業者は毎年度、年度終了後45日以内に前年度に回収したフロン類の量等を都道府県知事に報告しなければならないとされており、また、都道府県知事はその報告に係る事項を主務大臣（環境大臣及び経済産業大臣）に通知しなければならないとされています。さらに、主務大臣は、この通知に関する情報を整理して、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の状況等の情報を公表するものとするとしています。

今回、上記規定に基づいて、第一種フロン類回収業者からの報告について平成14年度分の報告、通知が初めて行われたので、その集計結果が発表されたものです。

回収量等の集計結果

フロン回収破壊法に基づく第一種フロン類回収業者によるフロン類の回収量等の平成14年度分の集計結果（速報値）は以下のとおりである。

1. フロン回収破壊法に基づきフロン類回収業者から報告のあった平成14年度におけるフロン類の回収量は約1,958トンであり、フロン類の種類別に見ると、CFC（クロロフルオロカーボン）が約387トン、HCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）が約1,505トン、HFC（ハイドロフルオロカーボン）が約6

6トンであった。

- 2.回収量のうち、フロン類破壊業者に引き渡された量が約1,414トン(約72.2%)、再利用された量が約421トン(約21.5%)、平成14年度末に第一種フロン類回収業者が保管していた量が約123トン(約6.3%)であった。

第一種フロン類回収業者の回収量の報告の集計結果(平成14年度分)(速報値)
(単位kg)

	C F C	H C F C	H F C	合 計
回収した第一種特定製品の台数	300,679台 (17,293台)	487,084台 (28,344台)	38,957台 (3,046台)	826,720台 (48,683台)
回収した量	387,313 (10,231)	1,505,267 (67,074)	65,650 (1,363)	1,958,230 (78,668)
破壊業者に引き渡された量	272,758 (7,375)	1,098,943 (48,701)	42,524 (1,068)	1,414,226 (57,144)
再利用された量	83,516 (1,457)	319,308 (15,044)	17,901 (202)	420,725 (16,703)
14年度末の保管量	31,038 (1,399)	87,015 (3,329)	5,225 (93)	123,278 (4,821)

注：()内の数値は、それぞれ兵庫県内における集計結果。また、小数点未満を四捨五入のため、数値の和は必ずしも合計に一致しない。

業務用冷凍空調機器から廃棄時に回収されたフロン類に関し、フロン回収破壊法施行前の自主取組による平成13年度1年間のフロン類の回収量はC F C約317トン、H C F C及びH F Cが908トン、合計約1,225トンであった。この量と比べると、平成14年度は合計で60.0%の増加となっている。

フロン類破壊業者からの報告の集計結果(平成15年6月20日公表)によれば、平成14年度に第一種フロン類回収業者から引き取ったフロン類の量は、約1,579トンは89.6%である。

今後、第二種フロン類回収業者(カーエアコン関係)からのフロン類の回収量等の報告が都道府県知事等によって集計され、主務大臣あてに9月末までに通知されることとなっており、これらを取りまとめた上で公表する予定である。

普及啓発用パンフレット 「フロンを回収しよう！」を改訂

このたび、普及啓発用パンフレット「フロンを回収しよう！」を改訂いたしました。

これまでご使用いただいていたパンフレットを作成しました頃は、「オゾン層保護法」によるオゾン層破壊物質の生産・輸出入の規制や、「環境の保全と創造に関する条例」によるフロンの放出禁止、特定物質排出防止基準の遵守がありました。フロンの回収は会員の皆様をはじめとする事業者の方々による適正な回収・処理（破壊等）が行われていました。当推進協議会においても、適正な回収・処理を推進するため回収フロン処理システム事業、フロン回収装置等リース事業を実施してまいりました。

その後、「家電リサイクル法」や「フロン回収破壊法」の施行により、家電製品（エアコン、冷蔵庫）や業務用冷凍空調機器、カーエアコンに冷媒として充てんされているフロンの回収方法等が義務付けられたため、法に基づいてフロンの回収・処理を進めていく必要があります。

このため、県民の方々がフロン回収の必要性、回収方法（特定製品等の引渡先）、回収費用の必要性をご理解いただけるよう改訂いたしました。

会員の皆様には、先日、送付させていただいたところですが、県民の方々にフロンの回収等についてご説明される際などにご活用いただければ幸いです。

パンフレット送付の際に、追加申込書（7頁にも掲載しております。）を同封させていただいておりますので、追加を希望される場合は、FAXにて事務局あてご連絡ください。

なお、平成17年1月より自動車リサイクル法が施行されることになっておりますので、同法施行後にはパンフレットを一部改訂する予定にしています。

フロンを回収しよう！

構成内容

1. 「フロンはどんなところに使われているの？」
フロンの種類、特徴を簡潔に説明し、主な使用例を掲載しています。
2. 「フロンが大気中に放出されるとどうなるの？」
フロンが大気中に放出された場合に、オゾン層の破壊や地球温暖化の原因になり

ますが、これらのメカニズムを図入りで分かりやすく説明しています。また、次の3～4と合わせて、フロン回収の必要性を理解していただけるようになっています。

3. 「オゾン層が破壊されるとどうなるの？」

フロン放出によりオゾン層が破壊された場合、人体等にどのような影響があるのかについて説明しています。

また、1979年、2001年それぞれ10月の月平均オゾン全量の南半球分布図（NASA提供のTOMSデータを基に気象庁が作成）を掲載し、オゾンホールが分かるようになっています。

4. 「地球温暖化が進むとどうなるの？」

フロンはオゾン層を破壊するだけでなく、地球温暖化の原因物質にもなるため、地球温暖化が進んだ場合、私たちの生活に起こりうるさまざまな影響について説明しています。

5. 「フロンが使われている製品が不要になったときはどうしたらいいの？」

実際に、フロンを冷媒として使用している製品を廃棄しようとした場合、どのようにすればいいのか、「家電リサイクル法」（家庭用エアコン、家庭用冷蔵庫）、「フロン回収破壊法」（業務用冷凍空調機器、カーエアコン）に基づいて説明しています。

ユーザー（廃棄者）からの引渡先だけでなく、フロンの破壊までをフロー図で説明しています。

6. 「フロンの処理費用は必要なの？」

フロンを適正に処理していくには、回収・運搬・破壊などの費用が必要となりますが、「家電リサイクル法」、「フロン回収破壊法」のいずれにおいても、その費用はユーザー（廃棄者）に負担していただくことになります。

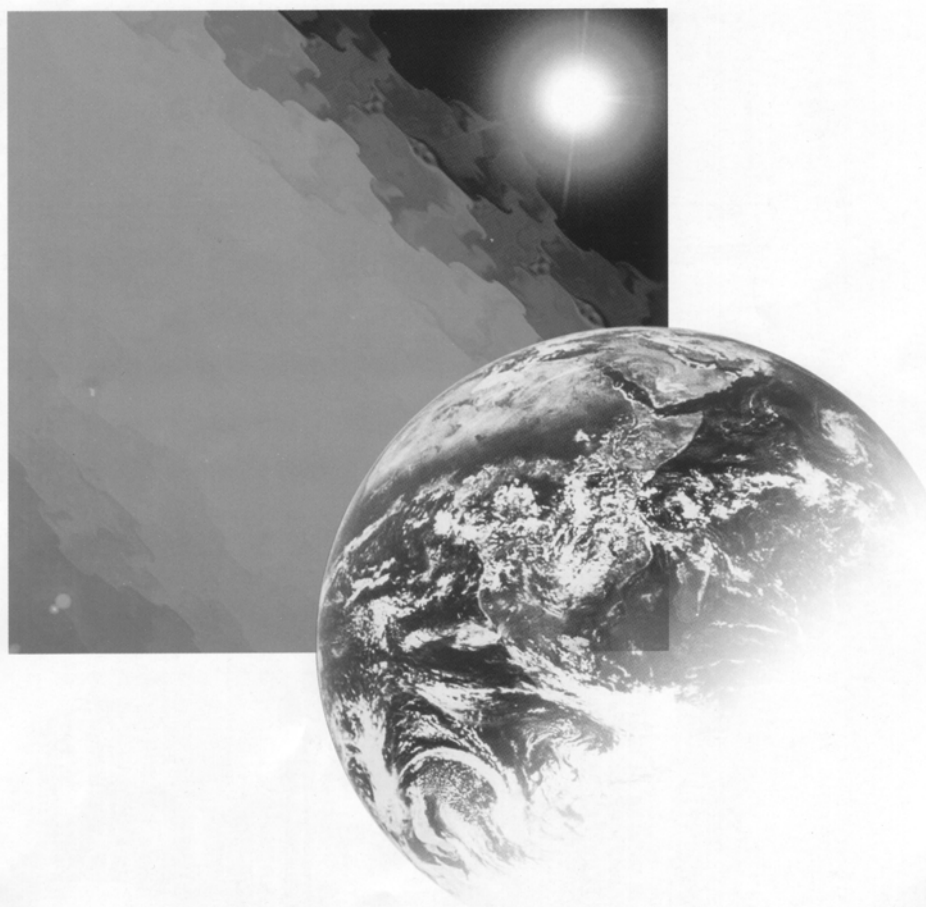
そのことについて、簡潔ではありますが説明しています。

7. 「兵庫県や協議会ではどのような取り組みをしているの？」

兵庫県で定めている「環境の保全と創造に関する条例」、協議会において実施しております各種事業を紹介しています。

フロンを回収しよう!

地域から守ろう! 地球環境、オゾン層



兵庫県フロン回収・処理推進協議会
Hyogo Association for Recycling and Destruction Of CFC's

普及啓発用パンフレット「フロンを回収しよう!」

FAX 078-362-3966

兵庫県フロン回収・処理推進協議会事務局 行

普及啓発用パンフレット「フロンを回収しよう！」

追加申込書

次のとおり申し込みます。

会員番号	
会員名	
送付先	〒 TEL FAX
希望送付数	部
備考	

事務局からのお願い

事務局より会員の皆様方にお願ひがあります。

最近、事業所の移転等により所在地が変更したものの、事務局へご連絡がないため郵便物が戻ってくる場合が見受けられます。電話番号等も変更されていた場合は、事務局より連絡する方法がありません。各種ご案内などの郵便物が届かないばかりでなく、会費の振込用紙が届かないため会費を滞納することになり、最悪の場合は、除名されてしまうことも想定されます（3年以上の滞納の場合）。

会員名、所在地、電話番号、FAX番号など入会申込書にご記入いただいた内容に変更が生じた場合は、できるだけ速やかに事務局までご連絡いただきますようお願いいたします。ご連絡の際は、特に様式を定めていませんが、会員名、会員番号とともに、変更内容（変更前、変更後が分かるようお願いいたします。）をお知らせください。連絡方法は、郵送のほかFAXでも構いませんが、確実に変更内容を把握するため、電話のみでのご連絡はご遠慮ください。

ご理解とご協力のほどよろしくお願ひします。

事務局だより

月日の経つのは早いもので、平成15年もまもなく終わりを告げようとしております。

また、当協議会において実施しておりました回収フロン処理システム事業、フロン回収装置等リース事業を終了してから、約1年が経過することになります。

会員の皆様方には、フロン回収破壊法等に基づき適正なフロンの回収・処理を推進していただいていることと思ひますが、事業を進めるにあたっては廃棄者の方々にも、フロン回収の必要性、法の趣旨等をご理解いただく必要があると思ひます。

当協議会においても普及啓発に力を入れてまいりますが、実際に現場での説明等を求められることがあると思ひますが、その際に、ご活用いただけるパンフレットを作成いたしました。内容については本文にてご紹介しておりますので、ぜひご希望の方は事務局まで追加申込みをいただきますようお願ひします。

兵庫県フロン回収・処理推進協議会

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1（兵庫県健康生活部環境局大気課内）

TEL (078) 362-3284 FAX (078) 362-3966

<http://www.bekkoame.ne.jp/ro/fron>